

(整理番号 415 )

## 大阪地方最低賃金審議会

### 令和4年度第1回大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年8月23日(火)  
午後5時00分から同5時55分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者  
公益を代表する委員 3名  
労働者を代表する委員 3名  
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
  - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
  - (2) 議事録への署名廃止について
  - (3) 審議の進め方について
  - (4) 審議資料について
  - (5) 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
  - (1) 各委員紹介の後、部会長には飯島委員、部会長代理には村上委員が選出された。
  - (2) 議事録への署名は廃止することとなった。
  - (3) 今年度の大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
  - (4) 事務局から専門部会における改正決定の必要性の有無の審議の進め方について説明が行われた。
  - (5) 事務局から審議資料について説明が行われた。
  - (6) 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
    - ・ 労働者代表委員からは、日本の成長を支える自動車産業の永続的

な発展を果たすには、正規、非正規を問わずそこに集う労働者の力が不可欠であり、特定最低賃金については産業の適正な賃金相場を形成し、公正な競争を確保する役割も有しており、産業の魅力を高め、労働力の質的向上と人材確保を図る等の理由から改正決定の必要性は有りとする主張があった。

- 使用者代表委員からは、新型コロナウイルス感染症の終息が見えず、半導体を中心とした世界的な部品不足、ウクライナ情勢を受けた原油、原材料等の輸入品の高騰、急激な円安進行、ひっ迫する電力供給等経営環境の先行きは不透明極まりない等の理由から改正決定の必要性は無しとする主張があった。

(7) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨が労使双方にて確認され、審議は終了した。